

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>ロ（略）</p> <p>一の二（略）</p> <p>一の三 通所給付費等単位数表第1の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p> <p>（略）</p> <p>一の四 通所給付費等単位数表第1の8の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童</p> <p>（略）</p> <p>一の五 通所給付費等単位数表第1の8の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p> <p>（略）</p> <p>一の六 通所給付費等単位数表第1の9の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童</p> <p>児童の年齢及び次の表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児</p> <p>イ 四歳未満であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの</p> <p>ロ（略）</p> <p>一の二（略）</p> <p>一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p> <p>（略）</p> <p>一の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童</p> <p>（略）</p> <p>一の五 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>
---	--

③	②			①			
入浴	排せつ			食事			項目
全介助を必要とする	介助を必要としない	一部介助を必要とする	全介助を必要とする	介助を必要としない	一部介助を必要とする	全介助を必要とする	区分
		便器に座ること等に一部介助を必要とする			おかずを刻むこと等に一部介助を必要とする		判断基準

項目のうち、二以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当する障害児

ロ 三歳以上であって、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、一以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、一以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に一回以上支援が必要の区分に該当する障害児

⑤		④		
強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動		移動		
週に一回以上支援が必要	ほぼ毎日支援が必要	介助を必要としない	一部介助を必要とする	全介助を必要とする
調査日の前日までの一月間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）			手を握る等による一部介助を必要とする	
				洗身等に一部介助を必要とする

	⑥		⑦	
なし	睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動（多飲及び過飲を含む。）	ほぼ毎日支 援が必要	ほぼ毎日支 援が必要	自己や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為
	調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合	調査日の前日までの一週間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）	調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合	調査日の前日までの一月間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認め
	週に一回以上支援が必要	週に一回以上支援が必要	週に一回以上支援が必要	週に一回以上支援が必要



⑪		⑩
読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）	対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり	
ほぼ毎日支援が必要	なし	上支援が必要
調査日の前日までの一週間において、五日以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合（ほぼ毎日支援が必要な場合に該当する場合を除く。）	調査日の前日までの一月間において、週に一回以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合（ほぼ毎日支援が必要な場合に該当する場合を除く。）	調査日の前日までの一週間において、五日以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に五日以上当該状態であると認められる場合

なし	週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、週に一回以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		いて、週に五日以上当該状態であると認められる場合

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基

イ 準

福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (7) (略)

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ ロ

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。  
 (2) (略)  
 (削る)

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基

イ 準

福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (7) (略)

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ ロ

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。  
 (2) (略)  
 (3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に

(削る)

(削る)

(削る)

三| 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基  
準

要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

二| 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、  
ハの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ| 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三| 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基  
準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ| 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉

・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に  
関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてい  
ること。

ロ| 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する

計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉  
・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等  
処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、

都道府県知事に届け出ていること。

ハ| 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改  
善を実施すること。

ニ| 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・  
介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告する  
こと。

ホ| 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働  
者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法  
その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられ  
ていないこと。

ヘ| 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料の納付が適  
正に行われていること。

三の二| 通所給付費等単位数表第1の15の注の厚生労働大臣が定め  
る基準

イ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)、その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)、の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) (略)
- (二) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)、及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- (三) (略)
- (四) (略)
- (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。
- (6) (略)
- (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)、及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (略)

ロ

通所給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

イ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)、その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)、の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) (略)
- (二) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)、及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。
- (三) (略)
- (四) (略)
- (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (6) (略)
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)、及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (略)

ロ

通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

<p>四の二 通所給付費等単位数表第2の8の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童 第一号の六の規定を準用する。</p> <p>五 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設) (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p>
<p>六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p>	<p>六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の二の規定を準用する。</p>
<p>七 通所給付費等単位数表第3の1の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</p> <p>(略)</p>	<p>七 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</p> <p>(略)</p>
<p>七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する者</p> <p>(略)</p>	<p>七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者</p> <p>(略)</p>
<p>八 通所給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス</p> <p>(略)</p>	<p>八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス</p> <p>(略)</p>
<p>八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童</p> <p>(略)</p>	<p>八の二 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童</p> <p>(略)</p>
<p>八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス</p> <p>(略)</p>	<p>八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス</p> <p>(略)</p>
<p>八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児</p> <p>次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童</p>	<p>(新設) (略)</p>

イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
説明の理解	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
大声・奇声を出す	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
異食行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
多動・行動停止	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
不安定な行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
自らを傷つける行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
他人を傷つける	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要

行為	不適切な行為	突発的な行動	過食・反すう等	てんかん	そううつ状態	反復的行動	対人面の不安 緊張、集団への不 適応	読み書き
	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要
	合がある	支援が必要な場 合がある	支援が必要な場 合がある	支援が必要な場 合がある	支援が必要な場 合がある	支援が必要な場 合がある	支援が必要な場 合がある	支援が必要な場 合がある
	常に支援が必要	常に支援が必要	常に支援が必要	常に支援が必要	常に支援が必要	常に支援が必要	常に支援が必要	常に支援が必要

九 (略)  
(削る)

十 九  
準 (略)

通所給付費等単位数表第3の12の注の厚生労働大臣が定める基  
第三号の規定を準用する。